

第9期介護保険事業計画に係る
特定施設入居者生活介護事業者公募（2回目）
要項

令和7年5月
福井市

1 公募の趣旨

福井市では、第9期介護保険事業計画に基づき、質の高い介護サービスを提供する観点から、特定施設入居者生活介護の事業候補者を公募により選定するものとする。

- (1) 整備年度 第9期介護保険事業計画期間（令和6年度～8年度）
- (2) 募集定員 定員44人分
- (3) 対象圏域 市内全域
- (4) 対象施設 有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）
軽費老人ホーム、養護老人ホーム
- (5) 整備形態
 - ・既存施設の転換
 - ・既存の特定施設の増床
 - ・新規整備（確実な事業開始が見込まれること）

3 応募要件

次のすべての要件を満たすものであること。なお、同一の応募事業者が複数の提案を行うこと及び複数法人による共同応募は認めない。

(1) 応募事業者

- ① 応募主体は法人であること。
- ② 介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号の欠格事項に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きを行っている法人でないこと。
- ④ 納期限の到来している国税及び地方税を完納していること。
- ⑤ 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(2) 応募計画

- ① 長期的に安定した運営ができるものであること。
- ② 整備する土地が長期的に確保されていること又はその見込みがあること。
- ③ 土地に係る法的規制については、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ当該計画が可能であることを確認したものであること。
- ④ 建物は、原則その所有権を取得し、登記すること。ただし、賃貸借契約の設定によることも可とするが、少なくとも契約期間は10年以上とすること。
- ⑤ 「福井市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「福井市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」のほか、老人福祉法、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守したものであること。
- ⑥ 応募事業の開始時に介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）と同等以上の加算を算定すること。

4 応募手続

(1) 応募書類

① 申込書類 1 部

《提出期限：令和 7 年 6 月 1 6 日》

様式 1	福井市特定施設入居者生活介護事業者応募申込書
様式 2	介護保険法第 70 条第 2 項各号等の規定に該当しない旨の誓約書

② 申請書類及び添付書類

・紙媒体 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

・電子データ 一式

《提出期限：令和 7 年 7 月 1 1 日》

【申請書類】

様式 3	事業計画概要書
様式 4	事業計画提案書
様式 5	資金計画書（新設の場合のみ）
様式 6	借入金償還計画表
様式 7	収支シミュレーション

【添付書類】

資料 1	定款又は寄付行為：最新のもの（写し可）
資料 2	法人の登記簿謄本：応募 3 か月以内に発行されたもの（写し可）
資料 3	法人概要（様式自由） (1) 法人の沿革（経歴・実績） (2) 代表者及び管理者の経歴書 (3) 組織体制図（当該事業所のみを対象とした体制図） (4) 法人が運営する施設及び介護保険事業の状況
資料 4	法人の決算書（直近 3 事業年度分）（写し可） (1) 資金収支計算書 (2) 事業活動収支計算書 (3) 財産目録等又は損益計算書 (4) 貸借対照表
資料 5	納税証明書 (1) 国税 未納がないことの証明 (2) 県税 未納がないことの証明 (3) 市税 最新の納税証明書（課税全税目の記載があるもの）
資料 6	土地、建物に関する権利関係が確認できる書類 (1) 3 か月以内に発行された土地・建物登記簿謄本の写し等
資料 7	基本計画図 (1) 周辺図（周辺の公共交通機関、医療機関等が確認できるもの） (2) 配置図（敷地内の配置及び道路から入口までの動線を確認できるもの） (3) 各階平面図（室別用途、室別面積、通路幅員を記入） (4) 写真（施設外観及び施設内の主な居室、設備を確認できるもの）
資料 8	各種マニュアル (1) 感染症や食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針 (2) 業務継続計画 (3) 防災マニュアル、避難確保計画 (4) 事故発生防止のための指針、事故発生時のマニュアル (5) 苦情処理対応のマニュアル (6) 高齢者虐待防止のための指針
資料 9	パンフレット等 (1) 施設パンフレット (2) 利用料の額等を明らかにするもの（利用規定、入所要綱等）

※A4版縦型フラットファイルに左閉じ（折込可）とし、書類にインデックスを添付すること。

※表紙に法人名を記載すること。

※電子データについて、電子メールに添付又はDVD-R等へ書き込んだ上で併せて提出すること。

（２）事前質問

- ① 質問は、公募内容・条件に対する質問書（様式８）により令和７年６月５日（木）午後５時１５分までの間に電子メールにて受け付けることとする。送信の際、件名には必ず「公募質問：法人名〇〇」と入力して送信すること。

送付先 電子メール：houkatsucare@city.fukui.lg.jp

- ② 公正を期するため窓口、電話等での個別の質問は受け付けないこととする。
- ③ 質問への回答は、令和７年６月１１日（水）午後５時１５分までに福井市ホームページに公開するものとする。

（３）応募書類の提出場所

福井市大手３丁目１０番１号

福井市役所 福祉健康部 地域包括ケア推進課（別館１階）

（４）提出方法

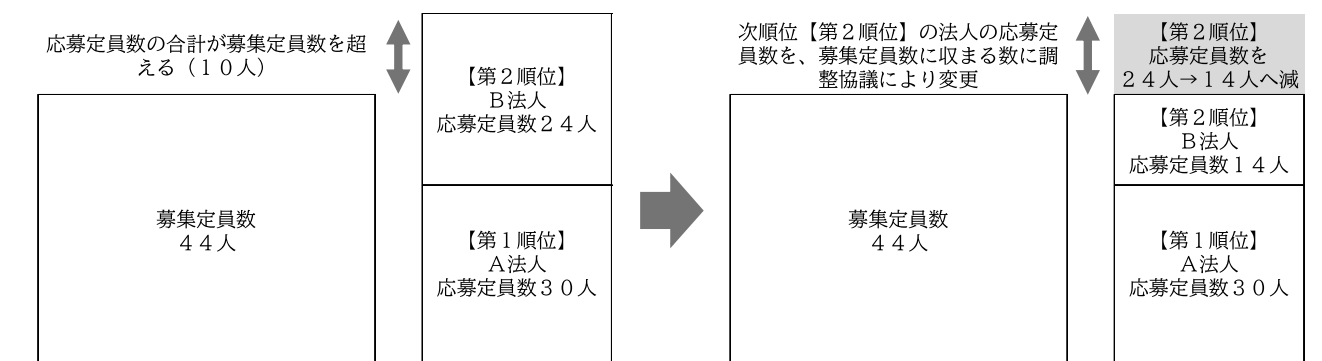
上記提出場所に平日の午前８時３０分から午後５時１５分までの間に、応募事業者が直接持参すること。（事前に来庁日時を予約すること。）（郵送による提出は受け付けない。）

（５）応募書類の提出期間等

- ① 申込書類（様式１、様式２）については、令和７年６月１６日、午後５時１５分までに提出すること。
- ② 申請書類及び添付書類（電子データ含む）については令和７年７月１１日、午後５時１５分までに提出すること。
- ③ 提出期間後の差し替え、再提出、修正には応じない。
- ④ ①の応募申込書の提出後に、応募を取り下げの場合は、応募辞退届（様式９）を上記提出場所に提出すること。（郵送による提出も可）

５ 事業候補者の選定

- （１）事業候補者の選定を公平かつ適正に実施するために、有識者等により構成される選定委員会で審査を行う。
- （２）審査は、提出書類及び面接（プレゼンテーション及び質疑応答）に基づき行う。
- （３）応募事業者は、令和７年８月中旬に行われる面接（プレゼンテーション及び質疑応答）に出席することとする。
- （４）委員による審査は、下記【審査項目】に沿って行う。
- （５）委員１名あたりの持ち点は２００点とする。（委員５人の持ち点合計は１０００点。）
- （６）選定委員会は基準点（６００点）以上の評価を得た法人を候補者として選定する。
- （７）候補者のうち、最も評価点数の高い候補者に希望する定員を配分する。
「募集定員」に残数がある場合は、次点候補者が「応募定員数」と「募集定員残数」を比較し、「応募定員数」が「募集定員残数」以下であれば定員を配分する。
ただし、「特定施設入居者生活介護事業計画概要書（様式３）」において事業者の意向を確認した上で、次点候補者の「応募定員数」を「募集定員残数」に収まる数に減らした定員数で配分することがある（下記図を参照）。
次点候補者への配分後、なお「募集定員」に残数がある場合は、次に評価得点の高い候補者を同様の扱いとし、順次同様の扱いを繰り返すものとする。



次順位【第2順位】の事業者が希望する場合

(8) 審査結果は、すべての応募事業者に令和7年9月上旬以降、電子メールで通知する。

審査の結果、「事業候補者なし」という場合もある。

(9) 事業候補者は、関係法令を基に、今回の提案内容に基づき本市及び関係機関との協議を行う。

【審査項目】

項 目		内 容
基本事項	基本理念	法人の基本・経営理念は明文化されているか その内容は適正で広く周知されているか
	法人運営の公正性・法令遵守	個人情報の取扱い、従業員の守秘義務に対する考え方・取組みは適正か 法令等(労働関係法令を含む。)の遵守に対する取組み・考え方は適正か
	法人運営の透明性	情報公表に関する考え方・取組みは適正か
安定性	経営の安定性	長期的な経営能力(資金力、借入金返還能力、経営安定性)はあるか
	継続性	事業計画と収支計画の整合性がとれているか
	運営実績	事業を運営するに足る実績・経験はあるか
	経営努力	事業効率化など、経営努力に関する取組みは適正か
体制整備	人材確保	人材確保に対する取組みは適正か
	職員の処遇改善	職員の処遇改善への取組みは適正か
	職員研修等の取組み	職員の資質向上や専門性向上に向けた取組みは適切か、また実効性があるか
	ハラスメント対策	カスタマーハラスメント対策を講じているか
	施設環境	利用者の安全・快適な生活に配慮した施設となっているか
	設備環境	利用者の生活に沿った排泄・入浴等が可能な設備数、配置等となっているか
	衛生管理	衛生管理や感染症対策の体制は十分か
	防災体制	施設の立地を踏まえ、実効性のある防災マニュアル、避難確保計画、業務継続計画(BCP)が整備されているか 災害発生時における事業所との連携は予定されているか、福祉避難所としての受入れを予定しているか
	介護事故の防止・対応	事故の防止や発生時の対応について具体的な取組が計画されているか
事業方針	苦情解決体制	苦情解決体制は適正か
	人権擁護	利用者等への人権・尊厳(身体拘束廃止など)に対する考え方・取組みは適正か
	サービス提供	利用料(食費等)は適切な価格設定となっているか 利用者の家族間交流や地域との連携に関する考え方・取組みは適正か 等
	テクノロジーの導入	介護ロボットやICT等の導入により生産性向上に資する取組みはあるか
	口腔衛生管理の取組	口腔衛生の管理体制を整備しているか
	科学的介護の推進	介護の質向上に向けてLIFEを活用したPDCAサイクルを行っているか
	その他事業の適性に応じた運営	複雑化・複合化した困難な案件に対する取組みは適切か 利用者確保や安定的経営のための取組みは適切か 等
	地域貢献	地域貢献に対する考え方は適切か、これまで又は今後想定している地域貢献の具体的な取組があり、また、その取組は適切か
	地域との連携	地域との連携に対する考え方は適切か、これまで又は今後想定している地域との連携の具体的な取組があり、また、その取組は適切か

6 スケジュール（※日程等は状況によって変更する場合がある）

- | | |
|------------------------------|-------------|
| （１）質問受付 | 令和７年６月 ５日まで |
| （２）質問への回答 | 令和７年６月１１日まで |
| （３）申込書類の提出 | 令和７年６月１６日まで |
| （４）申請書類、添付書類、電子データの提出 | 令和７年７月１１日まで |
| （５）選定委員会（プレゼンテーション及び質疑応答） | 令和７年８月下旬 |
| （６）選定結果の公表（応募法人への通知、市ホームページ） | 令和７年９月上旬 |

7 注意事項

- （１）応募に伴い、応募事業者はこの要項に記載の一切の事項を承諾したものとみなす。
- （２）提出書類の返却は行わない。
- （３）提出に際し必要な費用、選定結果に伴い発生する費用は応募者の負担とする。
- （４）応募状況等の問い合わせには応じない。
- （５）公募に関する質問等を除き、選定委員会委員及び、本件業務に従事する本市職員と、本件申請に関連して、直接・間接を問わず連絡又は接触することを禁止する。
- （５）必要に応じ書面内容確認のため、ヒアリングや書類の追加提出等を求める場合がある。
- （６）応募書類の提出後に、応募を取り下げの場合は、応募辞退届（様式９）を上記提出場所に提出すること。（郵送による提出も可）
- （７）提出した書類は公文書となるため、福井市情報公開条例の規定に基づき、開示される場合がある。
- （８）応募書類の提出後、計画値、定員、本公募要項の要件に適合しない変更等を市の承諾なく行った場合は、応募を無効とする場合がある。
- （９）今回の応募に当たって提出した提案内容を選定後に変更することは、原則として認めないため、計画内容を十分精査の上応募すること。なお、評価項目に係る内容の変更については、失格となる場合がある。
- （１０）土地等の確保は、選定されない場合も考慮して行うこと。
- （１１）本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合や、施設建築に係る関係法令等に抵触するなど明らかに整備が不可能であると市が判断した場合は、協議を打ち切るものとする。
- （１２）本要項による選定は、介護保険法に基づく指定が確定するものではない。
- （１３）近隣住民の同意が得られ、施設の建設や運営が円滑に行われることが望ましいため、自治会を始め地域住民の方々、施設整備用地の近隣の方々に対して十分な説明を行うこと。なお、選定された後であっても、市が求める期間内に地域住民等の同意が得られない場合には、選定を取り消す場合がある。
- （１４）選定された事業候補者は、市のホームページ上で公表する。

8 指定

- （１）選定された事業候補者は、事業開始に先立ち介護保険法に基づく指定を受ける必要がある。
- （２）市は、事業候補者が提案した事業計画に基づく準備が整わないと判断する場合又は協議の過程で事業候補者が辞退した場合は次順位の事業候補者と協議を行うものとする。次順位の事業候補者がいない場合は市長が定める方法で事業候補者を決定する。なお、事業候補者が準備に要した費用の補償は行わない。

- (3) 事業候補者は、所定の時期に介護保険法の規定に基づく指定申請を行い、市は、人員、設備及び運営等の基準を満たしていることを指定申請書類及び現地で確認し指定を行う。なお、基準を満たさない場合には、指定しない。

9 お問い合わせ先

福井市大手3丁目10番1号

福井市役所 福祉健康部地域包括ケア推進課（別館1階）

TEL : 0776-20-5400

FAX : 0776-20-5426

電子メール : hokatsucare@city.fukui.lg.jp